



# 迎鳥

## 迎鳥

# 「鴨川」法律事務所命名由・来・記

鴨川は、源を雲ヶ畑に発し、出町付近で高野川と合流したあと、下鳥羽付近で桂川と合して淀川に流入する京都市きつての大川です。名称については、古くから鴨川と賀茂川の両様の記述があり、現在では、高野川との合流点までを賀茂川と書き、それより下流を鴨川と書くのが通例のようですが、河川法上の正式名称は鴨川です。いづれにしても、この名称は、古く上賀茂、下鴨一帯を支配した豪族賀茂氏に由来するといわれています。かの平家物語には、当時の最高権力者であった白河院が「加茂河の水、双六の賽、山法師、是ぞわが心になわぬもの」と言われたことが記されておりますし、鴨長明は、方丈記の「ゆく河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず」

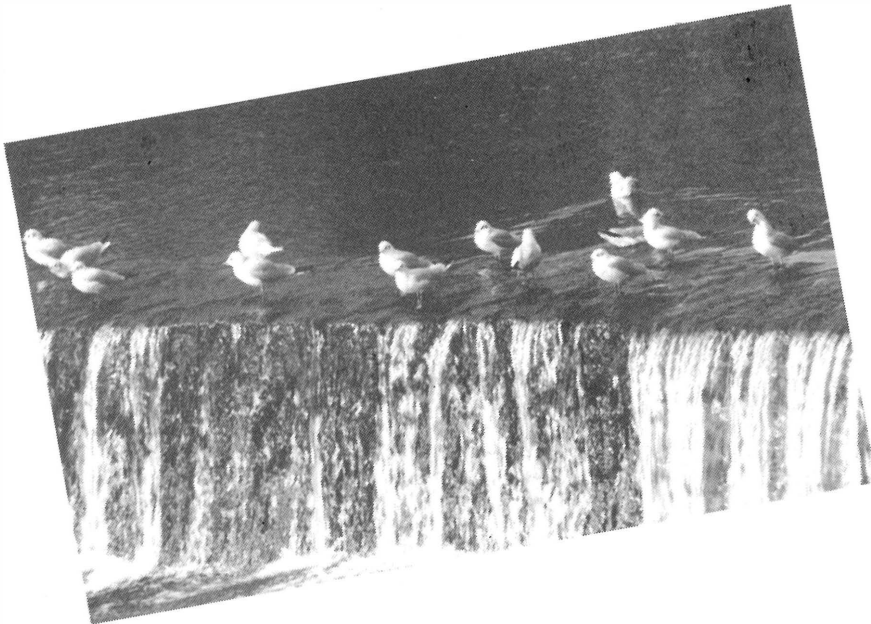
という冒頭の一文を、鴨川の悠久の流れを思い浮かべて書いたに違いありません。また、鴨川は、清澄な流れと葎いの場としての河原によって、古来、歌枕としても有名です。

鴨川の水底澄みて照る月の

ゆきて見むとや

夏夜へする（後撰集）

ところで、私達弁護士は、権力に阿ねらず、淡々として栄達を望まず、世塵の中にあつてなお清澄さを保ち、財を貪らず、ひたすら人権擁護に努めることが期待されております。現実には、なかなかこのようには参りませんが、私達は、事務所名にこの「鴨川」を冠することにより、在野法曹としての心構えを日々新たにしていきたいと考えて、このように命名した次第です。



# 国家秘密法案について



弁護士 坂元 和夫

■ 数年前から、国家秘密法（スパイ防止法）案に対する賛否の議論がマスコミ等を賑わしていることは皆さんも御存知のことと思います。

この法案は、自民党のタカ派の議員達が議員立法を目指しているもので、防衛に関する国家秘密を探知したり、収集したり、漏らしたり、外国に通報したりする行為を嚴重に処罰する内容となっています。

皆さんは、こういう行為をする者は、いわゆるスパイであって、自分達とは関係ないと思われるかも知れません。しかし、それは大変な間違いです。



■ 戦前には、軍事秘密を守る為の軍機保護法、国防保安法、要塞地帯法などの法律がありました。

これらの法律は、軍事秘密をスパイから守るための

法律であるといわれておりましたが、現実には、殆どがごく普通の庶民で、日常生活上の些細な言動をとらえられて、スパイ扱いをされています。当時の処罰例に次のようなものがあります。

昭和一六年一二月、福井県高浜町の漁師Aさんは、漁業組合の集まりで、「若狭湾内に浮かぶ冠島付近で漁をしているときに島に大砲が備えつけられているのを見た」などと話したところ、これが軍事秘密の探知・漏洩罪に当たるとされ、軍機保護法違反で懲役六ヶ月の実刑に処せられました。別の例ですが、やはり戦時中に岡山県玉野の造船所で、軍艦の艦装に従事していた大工のBさんは、父親や友人に「愛国丸という軍艦の弾薬庫をつくる仕事についている。」などと話したことが、又、広島県呉海軍工廠で、戦艦の塗装に従事していたペンキ職人のC

さんは、戦艦の煙突の数や総トン数を友人との雑談の中でしゃべったことが、それぞれ軍機保護法違反に問われ、懲役刑を科せられています。

また、東京銀座の時計商のDさんは、英語に堪能で在日外国人に知人もあったところから、憲兵に狙われ、自宅で妻に「日本がアメリカと戦争すれば、経済力で劣るから日本は必ず敗ける。兵器の性能、品質も格段の差がある。」などと話したことが一つの理由になって、国防保安法違反として有罪となっています。

これらの人達は、世間から「スパイ」として、白眼視され、村八分同様の扱いを受けて、多くは居住地にいたたまれず、他所への移住を余儀なくされ、一家離散の憂き日をみた人も少なくないといわれています。

今回の国家秘密法案は、この軍機保護法や国防保安法を参考にして作られています。

るので、内容は驚く程よく似ています。従って、これが法律として成立すると、戦前と同じように、ごく普通の市民が何気なく見聞きし、話したことが法律違反に問われる可能性が大きいのです。防衛秘密といわれるものは、自衛隊や駐留米軍基地にだけあるものではありません。防衛庁から発注を受けて軍需関連品を作っている会社は、今日では、二千社以上にのぼるといわれます。これらの会社で働く人々は、この法律が成立すると、友人や家人に、うっかり仕事の話をするのもできなくなるのです。



■ このようなことが望ましくないと明らかなら、国家秘密法は、本来の職業的スパイだけに限って処罰すべきであり、一般国民は処罰対象からはずすべきだと主張する人も

います。自民党の良識派の議員は概ねこのような考えと思われまふ。ところが、法案成立を推進する議員は、これにも反対し、「国家秘密は水も洩らさぬことが肝要である」として、一般国民の頭上に、大きく処罰の網をかぶせる必要があると主張してやまないのです。誠に恐ろしい話ではありませんか。



次に、この法案が成立すると、新聞、テレビ、ラジオ等の報道、出版の自由が著しく制限されます。

つまり、これらマスコミが現在日常的に行っている防衛や外交にかかわる国家情報を収集し、報道する行為は、その情報が政府として秘匿したいものである場合には、法案の探知、収集、通報の処罰規定に触れることになるのです。いわゆる特種記事（スクープ）とい

われる報道は、防衛、外交にかかわる情報に関するかぎり、不可能となるでしょう。もっとも、昭和六一年の修正案では、出版、報道に関して、不処罰規定を追加しましたが、これは、「もっぱら公益をはかる目的で」とか「正当な方法により」とかの漠然とした限定要件が付されているため、国が本気で報道管制をしようと思えば、この規定は殆ど骨抜きになってしまいます。推進側の人達は、かりに、捜査官憲が法案を悪用して出版、報道関係者を検挙しても、裁判で無罪になるだろうから心配はないといいますが、はたしてそうでしょうか。私達は、戦前の治安維持法やスパイ処罰法の下で、裁判所が時の政府の言いなりになって、善良な国民の処罰に手を貸していた事実を想起しなければなりません。

このようにして、出版、報道関係者が萎縮し、政府

の公式発表のみを取材、報道するようになれば、国民の知る権利は有名無実となります。いうまでもなく、国民は知る権利によって広く国家情報を知り、これを判断資料にして国政を監視し国会議員を選ぶことによつて、主権者として行動することが可能になるのですから、知る権利を失うことは、主権者としての地位を失うに等しいものといわなければなりません。



私達国民は、戦後四〇年間の平和によつて、

憲法の保障する自由と比較的豊かな生活を享受しています。このような時代は、我が国の歴史上かつて無かったことと言えます。とりわけ、昭和二〇年の終戦までの数十年間は、戦争とその準備に明け暮れ、国民は言論の自由もなく、その日

常生活は、特高をはじめとする治安警察によって隅々まで監視されるという暗いものでした。私達は、この戦前の陰鬱で悲惨な歴史を繰り返さないために、国家秘密法に強く反対し、決

してこれに日の目を見させてはならないのです。そして、次の世代に、今の自由と平和を引き継いでいくところ、私達の責務ではないでしょうか。



# 「水俣」の日々



弁護士 尾藤 廣喜

## 「水俣病」とは

「水俣病」をご存知でしょうか。熊本県の水俣市にあるチッソという会社が、メチル水銀を含む工場廃水を大量に水俣湾にたれ流し続け、汚染された魚介類を食べた人々に、ふるえ、しびれ、視野狭窄などがあらわれ、重症の人の多くが狂死したり、母親が食べた汚染魚によって、脳性マヒの症状を示す胎児性患者が発生したりしている病気で、

「水俣病」は、昭和三十一年五月一日に、公式に発見されて以来、既に三一年の年月が経っています。

メチル水銀による汚染は、チッソのたれ流しと、これ

を何ら規制することなく放置し、原因の究明を妨害し

た国、熊本県の無責任な行政によって、不知火海一円に広がり、被害者は数万人にもものぼるといわれる悲惨で深刻な公害事件を引き起こしたのです。

ところが、被害者救済制度の運用にあたっている国、熊本県は、本当にごく一部の重症な患者のみを水俣病として認定し、多くの被害者を水俣病ではないとして、救済を放置してきました。

現在、水俣病の認定申請を行っている人は、約一万四千人、このうち被害者として認定されている人は、わずかに二千人余りにしかすぎません。

本年の三月三〇日、熊本地方裁判所で下された水俣病第三次訴訟判決は、水俣病の責任が、チッソだけではなく、工場廃水規制や湾内の魚獲禁止などをしないばかりか、原因の究明を妨害した国、熊本県にも大きな責任があることを明らかにしたものです。

## 関西の被害者たち

このように責任が明らかにされても、国やチッソは、多くの被害者が救済されていない状況をまだ変えようとはしておりません。特に、水俣病になったり、海の汚染で漁場をなくし、やむなく大阪や京都など県外に移り住んだ人達の救済はほとんど手つかずのままです。

このような県外被害者のうち、関西に移住した水俣病被害者が、国・熊本県そして加害企業チッソとその子会社を被告として、京都地方裁判所に訴訟を起こしたのが、昭和六〇年一月二

八日です。当初五名の原告であったものが、その後、第七陣までの提訴を重ね、現在は、一〇三名の原告になっていきます。

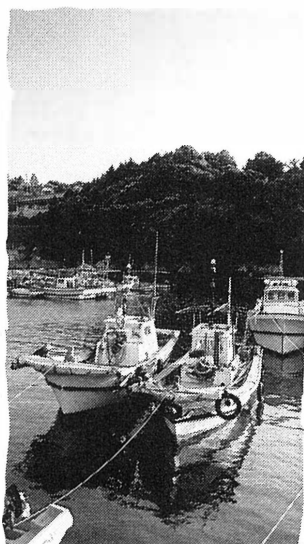
関西に移り住んだ被害者の人達の多くは、自分が水俣の出身であることすら隠し、失職などを恐れて、症状をふせながら、ひっそりと都会の波の中で暮らしています。

この七月、九月の二回にわたって、大阪の西淀病院で水俣病の歴史はじまって以来初の県外水俣病被害者の一斉掘り起こし検診が行われました。この検診では、総数で一四六名の人が受診し、うち六七人が水俣病、三四人がその疑いという結

果が出ています。

杖にすぎりながら、よるける足でやっと受診した男性。針で手足をさされ、血が出ていてもそれに気づかない女性。がまんし続けてきたが、どうしても耐えられなくて泣きくずれる主婦など、こんなにたくさんの人達が、検診すらうけることなく、放置されてきたのかと、改めて驚かされました。

公害の原点といわれる水俣病の全面解決なくして、国民の健康や生命が、本当に尊ばれることはありません。心からご支援をお願いします。



# 「豊田商事」の教訓



弁護士 山崎浩一

## 豚も手がけた、豊田商事

セールスマンは客に対し、純金は、無税で、いつでも換金でき、必ず値上がりするという三つの利点があるから、是非購入すべきであるとするめます。そのうえで、買った純金を豊田商事に預ければ、毎年一〇から一五パーセントの賃借料が入るうえ、満期には必ず純金を返しますと勧誘するので。

ただ、考えてみると、外形上は純金がやりとりされるのですが、実際には全く純金はやりとりされることなく、結果的には現金が何の担保もなく豊田商事に預けられるだけということ

になるのです。豊田商事の狙いはまさにその点にあるのですが、「豊田商事におカネを預けませんか」など

ともちかけたのでは、客が応ずるはずがないので、純金をカモフラージュに使っているのです。そのため、カネ集めのためであれば必ずしも純金に限る必要はなく、現にセールスマンの中には、客に対し鶏や豚の売買契約をすすめている者もいるのです。

## 「また騙しにいかうか」

このように豊田商事の商法は本質的に巧妙なのですが、さらに目的を達するためにさまざまな手立てが講じられています。通常の勧

誘ではなかなか客が応じないことから、老人の最も弱い部分である人情にからめて契約をとっているのです。

あるセールスマンは、客を「お母さん」とよびながら肩を揉んだり、一緒に風呂に入るなどして息子の様に見えるなどして、ある者は土下座しつづけ悲哀を誘い契約をとっていました。更にセールスマンは会社から最低五時間ねばれと指導されておりました。被害者の大半は何とか解放してもらいたくして契約に応じたのでした。豊田商事の支店には社員研修用のビデオがありましたが、「うそも方便」などとうそぶきながら如何にだますかという手口を延々と何時間にもわたり教育しているのを見ると空恐しくなります。

そして、豊田商事の社内報には、「年寄りの火遊び」 「らくして儲けてブタ箱へ」 などと自嘲的なカルタが掲載され、「また騙しにいかうか」と掛け声をかけながらセールスマン達は勧誘に出掛けたのでした。

権利  
を挙げています。

## 失ったのは人間への信頼

被害者の失ったものは、財産ではありませんが、それと同時に人間に対する信頼というものも失ったのです。国は買い手注意の原則を強調しますが、豊田商事の被害者のなかには被害後にまた同じような被害にあっている人もいます。豊田商事の様な詐欺集団が再来したときに二度と被害が起きないと断言出来るでしょうか。

## ケネディ教書は語る

ケネディ大統領は、一九六二年三月一五日、議会に對し教書を送りました。その中で、守られるべき消費者の権利として、  
①安全であることの権利  
②知らされるべき権利  
③選択できる権利  
④意思が反映されるべき

ケネディ教書は、二〇〇年という時の壁と太平洋を超えた今日の日本においてもまさに妥当しています。

これまでの様に、店頭に商品を並べて客が来るのを待つという時代は過ぎ去りました。まさに消費を求めて売り手が各人の生活の中に入り込んで来ようとしているのです。

何としても客に買わせようとするれば、客に知らせず、選択させず、考えさせないという手段に出ることはこれまで消費者問題を見てくれば必然的なことと言えるでしょう。

この様な状況からすると、買い手に注意を呼びかけるだけでは安心できる消費生活を送ることはできないと言わざるを得ません。被害の発生を防ぐために、悪徳商法に対する有効な規制立法を制定する必要があると思われまます。

# かまがゆ講座

## 1 特別養子制度

民法に特別養子制度が新設され、本年一月一日から施行されました。

特別養子制度が新設された理由は、従来の養子制度では、実父母と養父母の二組みの親がいることになり、一つの家族として生活することを望む養子と養父母の関係が必ずしも安定しているとは言いがたいため、実父母との関係を終了させ、養父母を唯一の親とすることが必要であるためでした。

特別養子縁組が成立すると、養子と養父母の間に親子関係が生じる反面、実父母及びその血族との親族関係が終了します。

それ故、実方の親族との間では、相続、扶養の関係がなくなるばかりか、一般的に親族ではないという扱いにあります。

特別養子制度は、この様に影響の大きいものなので、縁組をするについては厳格な制約があります。

まず、養親となることができる者は、二五歳以上の婚姻している者に限られ、また、養子となるについても、原則として六歳未満でなければなりません。

更に、従前の父母の同意も必要です。但し、父母の虐待等の事由があれば、その同意は不要です。

なお、縁組は養親となるものが申立をして、家庭裁判所が審判をすることにより成立します。

## 2 クーリング・オフ

クーリング・オフを御存知ですか。洗濯屋のことではありません。商品を買った後にも理由を問わず契約を解除できる制度のことです。

す。クーリング・オフ(Cooling off)の言葉どおり頭を冷やすということなのです。これは、一定の指定商品について、訪問販売など業者の事業所以外の場所でなされた契約について認められます。注意をしないではないことは、クーリング・オフの可能である旨の告知を受けた後七日以内に書面(内容証明郵便など)で売主に解約通知をしなくてはならないということと代金全額を支払い、商品を受け取るとクーリング・オフが出来ないおそれがあるということです。

悪質な業者はクーリング・オフの行使を妨害しようと様々な手を使いますが、クーリング・オフが有効であると認められる可能性が充分にありますのであきらめる必要はありません。

